

規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「埼玉県立久喜特別支援学校 埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校

「埼玉県立久喜特別支援学校

埼玉県立三郷特別支援学校

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校

埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校

埼玉県立三郷特別支援学校三郷北分校

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校

番地の一

八百八番地

丁目三百五十六番地 に改める。

号

別表埼玉県立三郷特別支援学校の項中

高 等 部	三 年	八 九	中 学 部
			者 又 は
			る 者

高 等 部	三 年	八 九	中 学 部 を 卒 業 し た 者 又 は こ れ に 準 ず る 者	に 改 め、同
三 郷 北 分 校	高 等 部	三 年	四 八	
			中 学 部 を 卒 業 し た 者 又 は こ れ に 準 ず る 者 で 知 的 障 害 の あ る も の	

を卒業した
これに準ず

を

に改め、同

表埼玉県立上尾かしの木特別支援学校の項中

高 等 部	三 年	九 〇	中 学 部
			る 者

学部を卒業した
又はこれに準ず
る者

を

大宮商 業分校	高等部	三年	四八	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者又はこれに準ず る者
			九〇	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

に改め、

同表埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校の項中

中学部を卒業した
者又はこれに準ず
る者

を

新座柳 瀬分校	高等部	三年	五四	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者
			五四	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者又はこれに準ず る者で知的障害の あるもの

に改

める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。